

# 第44回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社サニックス

事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://sanix.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法第399条の13第1項口、ハ及び会社法施行規則第110条の4に基づき、当社及び当社グループ会社が業務を適正かつ効率的に行うことを確保するために、内部統制システムの整備を図っております。

### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、次の経営理念を掲げ、役員及び従業員が職務を執行するにあたり、法令遵守はもとより、企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを基本方針としています。当社は、このような認識のもとに、公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図ります。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力（団体・個人等）に対しては、毅然たる行動をとり、不当・不法な要求に対しては、警察や弁護士等外部の専門機関と緊密に連携し、組織的に対応してまいります。

#### 【経営理念】

「仕事が教育で教育が経営である。」

#### 【企業理念】

「次世代へ快適な環境を」

#### 【社是】

「社の使命は、あらゆる空間を対象に、エネルギーおよび環境に関する総合的な改善・向上をめざし、人間的コミュニケーションを通して、人と環境のよりよい関係を創造することにある。」

当社はこの経営理念・企業理念・社是のもと、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築してまいります。

なお、今後とも、内外環境の変化に応じ、一層適切な内部統制システムを整備、運用すべく努めてまいります。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(i) 取締役の職務の執行に係る情報（以下「職務執行情報」という。）の保存及び管理については、担当取締役を選任し、取締役の職務執行情報が当社の諸規程及びそれに関連する管理マニュアルに定められた保存及び管理（廃棄を含む）運用がなされているか、あるいは実状に適合しているかなど適宜に検証し、必要に応じて規程等の見直しを行います。

(ii) 職務執行情報は、将来においてデータベース化し、その存否及び保存状況が迅速に検索可能となるシステムづくりを行います。

(iii) 職務執行情報の保存及び管理状況については、担当取締役から、定期的に取り締り会及び監査等委員会に報告することとします。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) 当社は、2008年4月1日、内部統制の見地から求められる、当社及び連結子会社の業務の有効性と効率性・財務報告の信頼性・法令遵守・資産の保全に関する「内部統制規程」を制定し、内部統制システムを構築するとともに、2019年6月27日付をもって監査等委員会に移行したことに伴い同規程に所要の改訂を行いました。
  - (ii) 当社は、内部監査室・法務部を設置しており、室長・部長がそれぞれの業務を管掌します。内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、内部監査の充実を図ります。法務部は当社の行動規範を定め、行動規範遵守に取り組んでまいります。
  - (iii) 当社は、内部監査室の監査により、法令・定款違反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、内部監査室長は直ちに代表取締役社長に報告し、代表取締役社長は臨時にコンプライアンス委員会を開催し、改善策を協議・決定します。
  - (iv) 当社は、内部監査規程等、関連する個別規程、ガイドライン、マニュアルに則り業務の円滑化を図り、損失の危険を未然に防ぐべく環境整備を行ってまいります。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動します。また、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか、業績報告を通じ定期的に検査を行います。
  - (ii) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制をとるものとします。
  - (iii) 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行します。
- ⑤ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (i) 全従業員に法令・定款の遵守を徹底させるため、各責任者（取締役、執行役員等）を定め、その責任者のもと、諸規程、諸マニュアルに基づき業務を進めてまいります。従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の充実を図ってまいります。
  - (ii) 会社経営に影響を与える事態が発生した場合には、その内容・対処案が法務部長を通じてトップマネジメント、取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築してまいります。
  - (iii) 各責任者は、コンプライアンス推進のために必要な人員配置を行い、コンプライアンスの実施状況を管理・監督し、従業員に対して適切な教育・研修体制を構築してまいります。

- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (i) 子会社のリスク情報の有無を監査するために、子会社との間で、内部監査契約を締結します。
  - (ii) グループのセグメント別の事業に関して責任を負うべき当社取締役を任命し職務の執行が効率的に行われる体制の構築とともに、重要事項に関しては当社への報告を行う体制を構築します。また、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を付与します。
  - (iii) 当社の内部監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を担当部署及びその責任者に報告し、担当部署及びその責任者に対し、必要に応じて内部統制の改善策の指導、助言を行います。
  - (iv) 子会社の内部監査室又はこれに相当する部署は、当社内部監査室の監査に協力させます。
  - (v) 子会社に損失の危険が発生し、当社の内部監査室がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について当社の取締役会、監査等委員会及び担当部署に報告させる体制を構築します。
  - (vi) 当社と子会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、当社の内部監査室は子会社の内部監査室又はこれに相当する部署と十分な情報交換を行います。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項
  - (i) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員として監査等委員会スタッフを1名以上配置することとします。
  - (ii) 前項の具体的な内容については、監査等委員会の意見を聴取し、人事部長が関係各方面の意見も十分に考慮して決定します。
- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (i) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の任命・異動・評価については、監査等委員会の同意を必要とします。
  - (ii) 監査等委員会を補助すべき従業員は、当社の業務執行にかかる業務を兼務することができます。

- ⑨ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (i) 当社及び当社の子会社等の取締役及び従業員は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。
  - (ii) 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとします。
    - ・当社の内部統制システム構築に係る部門の活動状況
    - ・当社の子会社等の監査及び内部監査部門の活動状況
    - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
    - ・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の変更
    - ・内部通報制度の運用及び通報の内容
    - ・社内稟議書及び監査等委員会から要求された会議議事録の提出
  - (iii) 監査等委員会へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないよう「内部通報規程」に基づき、当該報告者を適切に保護します。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定します。
  - (ii) 監査等委員会の意見等は当社として十分に尊重します。
  - (iii) 監査等委員会が選定する監査等委員は、社内的重要な会議体に出席することができるものとします。
  - (iv) 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図るものとします。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

取締役の職務の執行については、取締役会を毎月1回以上開催し、経営に関する重要な意思決定、業務執行状況の報告及び監督を行っております。

コンプライアンス体制については、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、法令を遵守するための取り組みを継続的に行うとともに、コンプライアンスへの理解を深めるための研修を実施し、定期的にコンプライアンス遵守に関する注意喚起文書を発信するなど啓蒙活動に取り組んでおります。

また、当社は「内部通報規程」に基づき、従業員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報又は相談について内部通報窓口を設ける等適正な処理の仕組みを定め、不法行為等の早期発見と是正を図っております。

リスク管理については、コンプライアンス委員会にて当社における重要なリスクを特定し、その重要性に応じて適宜対応を行っております。

内部監査については、代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、定期的に業務活動について法令や社内規程に基づき適切に行われているかを点検し、各部門に対し、指導、助言を行っております。内部監査室は監査等委員会に対して内部監査の状況報告を必要に応じて行い、相互の連携を図っております。

監査等委員会については、当事業年度に実施された取締役会に出席し、業務執行取締役等の職務執行・職務内容の適正性を監査し、重要な意思決定への決議を通じて監督機能を果たしております。また、原則毎月監査等委員会を開催して監査等委員間の意見交換及び意思統一を図っております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日  
至2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	14,041	1	△4,541	△1,481	8,020
会計方針の変更による累積的影響額			△4		△4
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,041	1	△4,545	△1,481	8,016
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△3,449		△3,449
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△3,449	△0	△3,449
当 期 末 残 高	14,041	1	△7,995	△1,481	4,566

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	55	1	△5	50	25	8,097
会計方針の変更による累積的影響額						△4
会計方針の変更を反映した当期首残高	55	1	△5	50	25	8,092
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)						△3,449
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△11	99	5	92	△3	89
当 期 変 動 額 合 計	△11	99	5	92	△3	△3,360
当 期 末 残 高	43	100	△0	142	22	4,732

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### (イ) 連結子会社の数 10社

##### 連結子会社の名称

株式会社サンエイム、株式会社サニックス・ソフトウェア・デザイン、株式会社サニックス太陽光でんき、株式会社北海道サニックス環境、善日（上海）能源科技有限公司、株式会社サニックスエナジー、株式会社サニックス・ソリューション、株式会社C & R、株式会社S E ウイングズ、善日（嘉善）能源科技有限公司

#### (ロ) 非連結子会社の名称

青島山陽泰化工資源開発有限公司

##### 連結の範囲から除いた理由

当該非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### 持分法を適用しない非連結子会社の名称

青島山陽泰化工資源開発有限公司

##### 持分法を適用しない理由

当該持分法非適用子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用から除外しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち善日（上海）能源科技有限公司及び善日（嘉善）能源科技有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

### (4) 重要な会計方針

#### (イ) 資産の評価方法は次のとおりであります。

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券については、市場価格のない株式等以外のものについては、連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。

市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法によっております。



② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品及び原材料については、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

未成工事支出金については、個別法による原価法によっております。

貯蔵品については、最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(ロ) 固定資産の減価償却の方法は次のとおりであります。

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6年～50年

機械装置及び運搬具 4年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(ハ) 重要な引当金の計上基準は次のとおりであります。

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 再資源化費用等引当金

連結会計年度末において保管している再資源化燃料用廃プラスチックに係る移送・保管等の支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、当社は2009年5月13日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を2009年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議しました。本制度の廃止に伴い、同株主総会終結までの在任期間に対応する役員退職慰労金を、当社における所定の基準に従い、相当額の範囲内で打ち切り支給することとしました。その支給の時期については各取締役及び各監査役退任の時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役協議に一任することで承認可決されました。このため、当該支給見込額については、引き続き役員退職慰労引当金として計上しております。

⑤ 処分場閉鎖費用引当金

最終処分場の埋立終了後、廃止までの期間に要する費用の支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

(二) 収益及び費用の計上基準は次のとおりであります。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① S E 事業部門及びH S 事業部門における施工

S E 事業部門及びH S 事業部門において、顧客との契約に基づき、太陽光発電システムや白蟻防除等の施工を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客により検収された時点で収益を認識しております。

② S E 事業部門における保証

S E 事業部門において、販売した太陽光発電システムについて、顧客との契約に基づき、自然災害事故等によるシステム機器の損害に対し、限度額の範囲内で、引き渡し日より10年間、無償修理・交換する履行義務を負っております。当該履行義務は、保証期間にわたり収益を認識しております。

③ 環境資源開発事業部門における産業廃棄物処理

環境資源開発事業部門において、顧客との契約に基づき、産業廃棄物を処理する履行義務を負っております。当該履行義務は、産業廃棄物の処理が完了した時点で収益を認識しております。

④ エネルギー事業部門における電力の販売

エネルギー事業部門において、顧客との契約に基づき、契約期間にわたり継続的に電力の供給を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、電力供給時点で履行義務が充足されることから、会計期間に対応する電力供給分の収益を認識しております。

なお、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(ホ) 重要なヘッジ会計の方法は次のとおりであります。

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金の利息

- ③ ヘッジ方針  
一部の連結子会社は借入金の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。
  - ④ ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始及びその後継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を相殺するものであることが事前に想定されるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。
- (ハ) 退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。
- 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務の額を計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - ② 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、発生の日翌連結会計年度において一括費用処理しています。  
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- (ト) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項は次のとおりであります。
- ① 連結納税制度の適用  
当連結会計年度より、連結納税制度を適用しております。
  - ② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用  
当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度より連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。  
なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### (イ) 履行義務の充足による収益の認識

太陽光発電システム販売の保証部分の一部について、システム販売に含めて施工完了時に収益を認識しておりましたが、保証期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。

また、電力小売販売については、検針日基準（毎月、月末以外の日に実施する検針により確認した使用量に基づき収益を認識する方法）により収益を認識しておりましたが、決算月に実施した検針の日から決算日まで生じた収益は「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第103-2項に基づいて見積り計上する方法に変更しております。

#### (ロ) 代理人取引に係る収益の認識

顧客への販売における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より、「受取手形」及び「売掛金」として表示し、「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、売掛金が102百万円、流動資産のその他が280百万円、投資その他の資産のその他が1,039百万円、支払手形及び買掛金が141百万円、契約負債が1,705百万円それぞれ増加し、流動負債のその他が425百万円減少しております。

当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高が1,515百万円、売上原価が1,515百万円、販売費及び一般管理費が10百万円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ10百万円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は4百万円減少しております。

## (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産	定期預金	10百万円
	建物及び構築物	986百万円
	土地	8,042百万円
	投資有価証券	81百万円
担保付債務	短期借入金	9,201百万円
	1年内返済予定の長期借入金	211百万円
	長期借入金	1,180百万円

- (注) 1. 上記のほか、銀行借入債務の担保として、連結上消去されている子会社保有の関係会社株式(1,916百万円)を担保に供しております。
2. 上記のほか、連結子会社である善日(上海)能源科技有限公司並びに善日(嘉善)能源科技有限公司では、原材料の仕入取引に関連して生じる支払手形に関し、取引銀行より銀行手形引受契約に基づき債務保証を受けており、同契約に基づき、保有する定期預金(取得日より6ヵ月以内に満期日到来)に対し、取引銀行を質権者とする質権を設定しております。当連結会計年度末において質権設定された定期預金残高は、善日(上海)能源科技有限公司並びに善日(嘉善)能源科技有限公司において562百万円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 20,169百万円

## (3) 財務制限条項

一部の借入金に財務制限条項が付されており、当該条項に抵触いたしましたが、期限の利益喪失の請求権を行使しないことについて、金融機関の合意を得ております。

## 4. 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当連結会計年度(自2021年4月1日至2022年3月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
S E 事業部門	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地等	S E 事業部門の事業所、太陽電池モジュール製造工場等
エネルギー事業部門	リース資産、ソフトウェア等	エネルギー事業部門の事業所等

当社グループは、事業用資産については主に各事業区分に基づきグルーピングしております。これらとは別に遊休または処分予定の資産は個々にグルーピングしております。

上記の事業用資産については、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、当資産グループに係る帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（226百万円）として特別損失に計上しております。

なお、これらの資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことからゼロとして評価しております。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	48,919,396		—		—	48,919,396

### (2) 自己株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	1,114,693		145		—	1,114,838

(注) 普通株式の自己株式数の増加145株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

### (3) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金については、各事業部門における営業管理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、昨今の金融市場の状況を踏まえ、借入期間内の当該リスクは限定的なものと認識しております。また、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
投資有価証券（*2）	99	99	-
資産計	99	99	-
社債 （1年内償還予定の社債を含む）	900	896	△3
長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	2,683	2,670	△13
負債計	3,583	3,567	△16
デリバティブ取引（*3）	-	-	-

（\*1）「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（\*2）市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非 上 場 株 式	3

（\*3）デリバティブ取引は、特例処理を採用した金利スワップ取引です。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	99	—	—	99
資産計	99	—	—	99

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	896	—	896
長期借入金	—	2,670	—	2,670
負債計	—	3,567	—	3,567

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象をされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を国債の利回り等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。一部の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。



## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、「S E事業部門」、「H S事業部門」、「E S事業部門」、「環境資源開発事業部門」「エネルギー事業部門」の5つを報告セグメントとしております。顧客との契約から生じる収益を上記5つの報告セグメントに分解したものは次のとおりです。

S E事業部門	8,780百万円
H S事業部門	12,421百万円
E S事業部門	2,487百万円
環境資源開発事業部門	16,979百万円
エネルギー事業部門	10,268百万円
合計	50,936百万円

### (2) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額及び将来充足する予想期間別の内訳は以下のとおりです。主に、S E事業部門における未充足の履行義務に係る取引金額です。

1年以内	372百万円
1年超2年以内	295百万円
2年超3年以内	264百万円
3年超	772百万円
合計	1,705百万円

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 98円52銭

(2) 1株当たり当期純損失（△） △72円16銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△3,449百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△3,449百万円
普通株式の期中平均株式数	47,804,606株

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 株主資本等変動計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	14,041	4	4	△8,232	△8,232
会計方針の変更による累積的影響額				△9	△9
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,041	4	4	△8,242	△8,242
当 期 変 動 額					
当期純損失 (△)				△3,374	△3,374
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	-	△3,374	△3,374
当 期 末 残 高	14,041	4	4	△11,616	△11,616

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当 期 首 残 高	△1,481	4,331	54	54	4,386
会計方針の変更による累積的影響額		△9			△9
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,481	4,321	54	54	4,376
当 期 変 動 額					
当期純損失 (△)		△3,374			△3,374
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			△12	△12	△12
当期変動額合計	△0	△3,374	△12	△12	△3,386
当 期 末 残 高	△1,481	947	42	42	989

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

#### ① 子会社株式

移動平均法による原価法

#### ② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

当期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

#### ① 商品、製品及び原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### ② 未成工事支出金

個別法による原価法

#### ③ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (3) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 8年～50年

機械装置及び運搬具 4年～17年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### (4) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見積額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 再資源化費用等引当金

当事業年度末において保管している再資源化燃料用廃プラスチックに係る移送・保管等の支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の翌事業年度において一括費用処理しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は2009年5月13日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を2009年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議しました。本制度の廃止に伴い、同株主総会終結までの在任期間に対応する役員退職慰労金を、当社における所定の基準に従い、相当額の範囲内で打ち切り支給することとしました。その支給の時期については各取締役及び各監査役退任の時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することで承認可決されました。このため、当該支給見込額については、引き続き役員退職慰労引当金として計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① S E 事業部門及びH S 事業部門における施工

S E 事業部門及びH S 事業部門において、顧客との契約に基づき、太陽光発電システムや白蟻防除等の施工を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客により検収された時点で収益を認識しております。

② S E 事業部門における保証

S E 事業部門において、販売した太陽光発電システムについて、顧客との契約に基づき、自然災害事故等によるシステム機器の損害に対し、限度額の範囲内で、引き渡し日より10年間、無償修理・交換する履行義務を負っております。当該履行義務は、保証期間にわたり収益を認識しております。

③ 環境資源開発事業部門における産業廃棄物処理

環境資源開発事業部門において、顧客との契約に基づき、産業廃棄物を処理する履行義務を負っております。当該履行義務は、産業廃棄物の処理が完了した時点で収益を認識しております。

④ エネルギー事業部門における電力の販売

エネルギー事業部門において、顧客との契約に基づき、契約期間にわたり継続的に電力の供給を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、電力供給時点で履行義務が充足されることから、会計期間に対応する電力供給分の収益を認識しております。

なお、当社の役割が代理人に該当する取引については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 連結納税制度の適用

当事業年度より、連結納税制度を適用しております。

② 連結納税制度の適用

当社は、翌事業年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### ① 履行義務の充足による収益の認識

太陽光発電システム販売の保証部分の一部について、システム販売に含めて施工完了時に収益を認識しておりましたが、保証期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。

また、電力小売販売については、検針日基準（毎月、月末以外の日に実施する検針により確認した使用量に基づき収益を認識する方法）により収益を認識しておりましたが、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益は「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第103-2項に基づいて見積り計上する方法に変更しております。

#### ② 代理人取引に係る収益の認識

顧客への販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、売掛金が92百万円、流動資産のその他が280百万円、投資その他の資産のその他が1,039百万円、買掛金が137百万円、契約負債が1,702百万円それぞれ増加し、流動負債のその他が422百万円減少しております。

当事業年度の損益計算書は、売上高が1,398百万円、売上原価が1,396百万円、販売費及び一般管理費が10百万円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ8百万円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は9百万円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

**3. 貸借対照表に関する注記**

(1) 担保提供資産	建	物	773百万円
	土	地	7,379百万円
	投	資	81百万円
	有	価	
	証	券	
担保付債務	短	期	9,086百万円
	借	入	
	金		
	1	年	88百万円
	内	返	
	済	予	
	定	の	
	長	期	204百万円
	借	入	
	金		

上記の他、銀行借入債務の担保として、子会社所有の建物及び土地の一部（838百万円）並びに関係会社株式（1,916百万円）を担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	17,472百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権	118百万円
関係会社に対する長期金銭債権	121百万円
関係会社に対する短期金銭債務	1,737百万円

(4) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

株式会社C & R 2,200百万円

(5) 財務制限条項

一部の借入金に財務制限条項が付されており、当該条項に抵触いたしましたが、期限の利益喪失の請求権を行使しないことについて、金融機関の合意を得ております。

**4. 損益計算書に関する注記**

(1) 関係会社との取引高	売	上	高	46百万円
	仕	入	高	1,274百万円
	そ	の	他	の
	営	業	費	用
	営	業	取	引
	以	外	の	取
	引			738百万円

## (2) 減損損失

当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所
S E 事 業 部 門	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 工具、器具及び備品、土地等	S E 事 業 部 門 の 事 業 所
エネルギー事業部門	リース資産、ソフトウェア等	エネルギー事業部門の事業所等

当社は、事業用資産については主に各事業区分に基づきグルーピングしております。これらとは別に遊休または処分予定の資産は個々にグルーピングしております。

上記の事業用資産については、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、当資産グループに係る帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（85百万円）として特別損失に計上しております。

なお、これらの資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことからゼロとして評価しております。

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数

(単位：株)

株 式 の 種 類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普 通 株 式	1,114,693		145		-	1,114,838

(注) 普通株式の自己株式数の増加145株は、単元未満株式の買取りによるものであります。



## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	32百万円
減価償却超過額	2,056百万円
賞与引当金	90百万円
貸倒引当金	216百万円
退職給付引当金	558百万円
棚卸資産評価損	330百万円
外注加工費	2,184百万円
税務上の繰越欠損金	2,128百万円
関係会社株式評価損	111百万円
その他	1,824百万円
繰延税金資産小計	9,533百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,935百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△7,064百万円
評価性引当額小計	△9,000百万円
繰延税金資産合計	532百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△18百万円
繰延税金負債合計	△18百万円
繰延税金資産の純額	514百万円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等（当該 会社等の子会 社を含む）	宗政酒造 株式会社 (注3)	佐賀県 西松浦郡	22	酒製造業	(被所有) 直接0.6	電力の販売 土地建物の賃借 役員の兼任	電力の販売	22	売掛金	0
							賃借料	10	-	-
	株式会社 グローバルーナ (注4)	福岡県 宗像市	10	スポーツ施設 及び宿泊施設 の管理、運営	該当なし	施設の利用 電力の販売 役員の兼任	施設の利用	50	未払金	13
							電力の販売	36	売掛金	6
	株式会社 エヌアール シー (注5)	福岡市 中央区	10	スポーツ用 品の販売	該当なし	スポーツ用 品の購入	17	未払金	0	
	株式会社 バイオン (注6)	福岡市 博多区	10	不動産管理業	(被所有) 直接18.2	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注2,8)	-	短期借入金	300
	株式会社 伸良商事 (注7)	福岡市 南区	10	保険媒介 代理業	(被所有) 直接0.5	資金の借入 各種支払保険の代理店	資金の借入 (注2,8)	-	短期借入金	150
							保険料の支払	837	前払費用	50
	株式会社 ゼネラルアサヒ (注9)	福岡市 東区	100	印刷業	(被所有) 直接0.0	電力の販売 太陽光発電 システムの 販売 役員の兼任	電力の販売	10	-	-
							太陽光発電 システムの 販売	14	-	-
役員及び その近親者	久保田勇夫 (注10)	-	-	株式会社 西日本シティ銀行 代表取締役	該当なし	資金の借入	借入金の 返済	188	-	-
							借入金利息 の支払	18	-	-

## 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、当社と関係を有しない他社と同様の条件によっております。  
 2. 借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。  
 3. 宗政造株式会社は、当社役員である宗政寛及びその近親者が議決権の100%を直接保有しております。  
 4. 株式会社グローバルアリーナは、株式会社バイオンが議決権の100%を直接保有しております。  
 5. 株式会社エヌアールシーは、株式会社バイオンが議決権の100%を直接保有しております。  
 6. 株式会社バイオンは、当社役員である宗政寛及びその近親者が議決権の100%を直接保有しております。  
 7. 株式会社仲良商事は、当社役員である近藤勇が議決権の100%を直接保有しております。  
 8. 株式会社バイオン及び株式会社仲良商事との運転資金の借入取引は純額で表示しております。なお、担保の提供はありません。  
 9. 株式会社ゼネラルアサヒは、当社役員でありました松岡弘明氏及びその近親者等が議決権の過半数を直接保有しております。なお、松岡弘明氏は2021年6月29日付で当社役員を退任しており、上記内容は当連結会計年度の在任期間に係るものであります。  
 10. 役員及びその近親者との取引は、当社役員である久保田康史の近親者久保田勇夫氏が第三者（株式会社西日本シティ銀行）の代表として行った、在任期間中に係る第三者のための取引であります。

## (2) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
	株式会社サンエイム	福岡市中央区	20	商品及び製品の製造販売ならびに車両リース	(所有)直接100	資金貸借	運転資金の借入(注3,4)	-	短期借入金	400
	株式会社サニックスエナジー	北海道苫小牧市	350	プラスチック燃料による発電、売電	(所有)直接98.8	担保の受入 発電所の賃貸	担保の受入(注5) 発電所の家賃	1,916 441	- -	- -
子会社	株式会社C & R	北海道苫小牧市	20	産業廃棄物処分及び石油タンクの洗浄	(所有)間接98.8	資金貸借 担保の受入 債務保証	運転資金の借入(注3,4)	400	短期借入金	400
							担保の受入(注6)	682	-	-
							債務保証(注7)	2,200	-	-
	株式会社北海道サニックス環境	北海道苫小牧市	10	産業廃棄物処理	(所有)間接98.8	資金貸借	運転資金の借入(注3,4) 担保の受入(注8)	100 156	短期借入金 -	475 -
	善日(上海)能源科技有限公司	中華人民共和国上海市	298	太陽電池モジュール等の製造販売	(所有)直接100	資金貸借	運転資金の借入(注3,4)	-	短期借入金	308

### 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、当社と関係を有しない他社と同様の条件によっております。  
2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。  
3. 借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。  
4. 運転資金の借入取引は純額で表示しております。なお、担保の提供はありません。  
5. 当社の金融機関からの借入金に対し、同社所有の関係会社株式の担保提供を受けております。取引金額は同社における関係会社株式の帳簿価額1,916百万円であります。なお、保証料は支払っておりません。  
6. 当社の金融機関からの借入金に対し、同社所有の建物及び土地の一部の担保提供を受けております。取引金額は同社における建物及び土地の一部の帳簿価額682百万円であります。なお、保証料は支払っておりません。  
7. 株式会社C&Rの金融機関からの借入金に対して、債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。  
8. 当社の金融機関からの借入金に対し、同社所有の土地の一部の担保提供を受けております。取引金額は同社における土地の一部の帳簿価額156百万円であります。なお、保証料は支払っておりません。

### 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	20円71銭
(2) 1株当たり当期純損失 (△)	△70円58銭
1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。	
損益計算書上の当期損失 (△)	△3,374百万円
普通株式に係る当期純損失 (△)	△3,374百万円
普通株式の期中平均株式数	47,804,606株

### 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。